

気づいて！つないで！見守ろう！

～消費者被害防止のために～ 平成30年度VOL.3



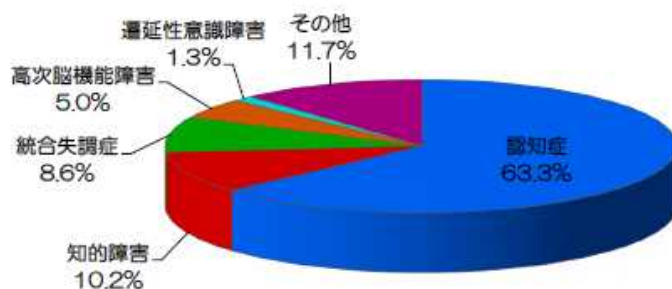
消費者安全確保地域協議会設置しませんか



最高裁判所事務総局家庭局発表
「成年後見関係事件の概況―平成29年1月～12月―」によると、
新潟家庭裁判所管内の成年後見件数は780件
(うち、市区町村長申立111件) でした。

(参考資料) 開始原因別割合

○ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで知的障害が約10.2%、統合失調症が約8.6%の順となっている。



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
(注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
(注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
(注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

出典：成年後見関係事件の概況―平成29年1月～12月―

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

〈出典：法務省HP〉※下線は消費者行政課が加筆

被害に遭いやすい高齢者・障害者を見守り、支援機関へつなぐ取り組みが必要ですね！

県担当者が説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

【県消費者行政課】 電話025-280-5135

また、消費者安全確保地域協議会の設置に向けた市町村支援の取組として、弁護士等の講師派遣を行っています。希望される場合は、下記へお電話ください。

【消費生活ネットワーク新潟】 電話025-285-8916